

策定のあしあと

策定のあしあと

1 瑞穂市附属機関設置条例

平成20年9月30日

条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に別表に定めるところにより、執行機関の附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる担任する事務について、調査、審議等(以下「審議等」という。)を行うものとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員選任基準に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、別表に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(専門委員)

第6条 附属機関は、特別な事項を審議等するときは、附属機関の中に、又は別に、専門委員を委嘱することができる。

2 専門委員は、当該審議等が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長等)

第7条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議(以下「会議」という。)を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 附属機関の庶務は、別表に定める部又は課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に附属機関の委員(瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員を除く。)である者は、この条例により委嘱されたものとみなし、その任期は、旧条例等の規定による残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員である者は、この条例により瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員に委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則(平成20年12月25日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月24日条例第18号)

策定のあしあと

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年8月27日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に瑞穂市次世代育成支援対策協議会の委員である者は、第2条の規定による改正後の瑞穂市附属機関設置条例第4条第2項により委嘱されたものとみなし、任期は、その残任期間とする。

附 則(平成22年12月17日条例第35号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月24日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第13号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月20日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関名	担任する事務	委員定数	委員選任基準	委員の任期	庶務担当部課名
市長	瑞穂市健康増進計画策定委員会	健康増進計画の策定及び住民の健康づくりの推進に関する施策に係る重要事項を調査及び審議すること。	15人以内	識見を有する者 関係団体の代表者 その他市長が適当と認める者	2年	福祉部 健康推進課

2 瑞穂市健康増進計画策定等検討委員会設置要綱

平成23年8月16日

瑞穂市訓令第10号

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、岐阜県健康増進計画を勘案して、市民の健康の増進に関する施策について瑞穂市健康増進計画(以下「健康増進計画」という。)を策定するため、瑞穂市健康増進計画策定等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、健康増進計画の策定にかかる協議及び連絡調整に関すること並びに前条の目的を達成するために必要な事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長の職にある者をもって充て、委員会を統括する。

3 副会長は、福祉部長の職にある者をもって充て、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、教育長及び部長職以上の職員とする。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(専門委員チーム)

第5条 委員会を補助し、委員会の所掌事項を円滑に推進するため、専門委員チーム(以下「チーム」という。)を置く。

2 チームは、別表に掲げる第2条に規定する所掌事項に関係する課等のうちから関係する部課長等の承諾を得て、選任された職員をもって充てる。

3 チームは、福祉部健康推進課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 委員会及びチームの庶務は、福祉部健康推進課において行う。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会及びチームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表(第5条関係)

企画財政課、医療保険課、福祉生活課、健康推進課、学校教育課、幼児支援課、生涯学習課、その他会長が必要と認める職員

策定のあしあと

3 瑞穂市健康増進計画策定委員名簿

役職名	団 体 名	氏 名
委員長	もとす医師会	国 枝 武 俊
副委員長	瑞穂市自治会連合会	福 野 正
委員	もとす歯科医師会	芥 子 川 雅 也
委員	岐阜保健所	山 田 し の ぶ
委員	瑞穂市民生委員児童委員協議会	加 藤 妙 子
委員	岐阜県栄養士会	神 谷 純
委員	瑞穂市学校教育研究会養護教諭研修部会	棚 瀬 育 子
委員	瑞穂市女性の会	長 尾 マ ッ 子
委員	瑞穂市食生活改善協議会	林 春 代
委員	瑞穂市母子保健推進員	安 藤 光 子
委員	瑞穂市 PTA 連合会	寺 倉 博
委員	瑞穂市社会福祉協議会	上 嶋 昭 子
委員	市民公募	坪 内 全 治
委員	市民公募	掛 川 悌 示
委員	市民公募	林 幹 広

4 瑞穂市健康増進計画策定専門委員名簿

所 属 名	氏 名
企画部 企画財政課	庄司 洋 宇野 佳一
市民部 医療保険課	森 和之
福祉部 福祉生活課	早野 かおり
教育委員会 学校教育課	上水流 弘美
教育委員会 生涯学習課	鹿野 将弘
教育委員会 幼児支援課	小川 直百美

策定のあしあと

5 瑞穂市第二次健康増進計画策定の経緯

時 期	実 施 内 容
平成23年 4月 1日	○瑞穂市健康増進計画策定委員会設置
平成23年 5月	○アンケート調査の実施
平成23年 7月	○アンケートの回収・集計・分析
平成23年 7月29日	○第1回健康増進計画策定委員会の開催 ・健康増進計画骨子(案)の審議
平成23年 9月 8日	○第1回専門委員会開催
平成23年10月14日	○第2回健康増進計画策定委員会の開催 ・アンケート結果及び当市の実態から見えてくる課題等の検討
平成23年11月 7日	○第2回専門委員会開催
平成23年12月12日	○第3回健康増進計画策定委員会の開催 ・健康増進計画素案の審議
平成24年 3月	○計画素案に対する市民意見を募集 ・穂積庁舎、巢南庁舎の窓口及びインターネットホームページで縦覧
平成24年 3月15日	○第4回健康増進計画策定委員会の開催 ・健康増進計画(案)の審議・パブリックコメントの結果報告
平成24年 3月下旬	○計画書の公表 ○計画書の発行